

令和5年4月1日

各関係機関の長 殿

国立大学法人 宇都宮大学 留学生国際交流センター
センター長 横尾昇剛

【公印省略】

宇都宮大学留学生国際交流センター教員公募について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび宇都宮大学留学生国際交流センターでは、下記の要領により教員を公募することになりました。貴機関関係者にご周知方よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

謹白

記

1. 職名及び人員 教授
2. 専門分野 国際交流分野
3. 仕事内容
 - ①留学生国際交流センター事業の体制整備・管理運営
 - ②国際共修科目の開発、カリキュラム整備、運営
 - ③授業科目 国際共修科目群、グローバル人材育成プログラム科目、海外研修、国際インターンシップ、Globalization and Society、国際キャリアセミナー、SDGs 入門など
 - ④海外研修プログラムの企画運営
 - ⑤学術協定締結支援、国内外の各種団体との連絡調整
 - ⑥センターの教育カリキュラムの企画運営
 - ⑦その他大学運営、センターの定める学内業務
4. 勤務形態 常勤
5. 採用予定日 令和6年4月1日
6. 応募資格
 - ①博士の学位もしくは博士の学位に準ずる業績を有する者
 - ②国際共修ならびに研究に意欲的であること
 - ③国内外の国際的機関及び高等教育機関等において、国際的な学術交流、研究支援または学生交流事業及び海外留学促進等に関わる業務の経験
 - ④異文化理解・対応、国際事情に関する研究及び教育または国際貢献活動の実績
 - ⑤職務内容を遂行するに足る高度な英語力及び日本語力を有する方
 - ⑥採用後は本学キャンパス（日本国栃木県宇都宮市）で勤務すること

7. 待遇
- ①給与等 国立大学法人宇都宮大学年俸制給与規程に定めるところによる
(参考) 年俸 (基本年俸, 業績給及び地域手当)
修士課程修了者(40歳~)の場合 7,139,000円~
博士課程修了者(40歳~)の場合 7,219,000円~
※経験、職歴等により決定(上記は常勤の職歴である場合)
※上記の外、要件を満たす場合に諸手当を支給
 - ②勤務形態 専門業務型裁量労働制を適用し、労働時間の算定はみなし労働時間(1日7時間45分)による
 - ③休日 土・日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、学長が指定した日
 - ④休暇 年次有給休暇、特別休暇等
 - ⑤社会保険等 文部科学省共済組合、雇用保険加入
 - ⑥試用期間 有(6ヵ月)
 - ⑦雇用者 国立大学法人宇都宮大学
 - ⑧勤務場所 宇都宮大学峰キャンパス
8. 応募書類
- ①履歴書(様式指定) 1部
 - ②業績調書(様式指定) 1部
 - ③教育・研究における抱負(様式指定) 1部
 - ④センター業務および大学のグローバル化推進に関する抱負(様式任意) 1部
 - ⑤主要業績(5編以内)の別刷またはコピー 1部
 - ⑥国際交流活動等に関する業績(様式任意) 1部
 - ⑦人物や業績等について照会できる方2名の氏名、所属、連絡先(Eメールアドレス、電話番号)(様式任意) 1部
9. 応募締切日 令和5年8月31日(木) 必着
10. 応募書類の送付先 【電子メールによる提出】
宇都宮大学 留学生・国際交流センター 宛
e-mail : ryuugak1@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp
11. 選考方法 ①書類選考後、面接による二次審査を実施します。なお、面接を行う場合の旅費等は自己負担となりますので、ご了承ください。
12. 特記事項
- ①本学は、男女共同参画社会基本法の趣旨に沿って、女性の積極的な応募を歓迎いたします。特に、本公募では、選考において業績評価が同等と認められる場合には、女性を優先して採用します。
 - ②本学は子育て・仕事の両立支援策を推進しており、峰キャンパス内には社会福祉法人峰陽会が運営する「宇都宮大学まなびの森保育園」があり、学童保育にも対応しています。
 - ③峰キャンパス及び陽東キャンパスのある宇都宮市は、共働き子育てしやすい街ランキング(日経DUAL×日本経済新聞の自治体調査)で高い評価

を受けています。

- ④本学では、共修によるグローバルキャンパスの構築により、多様な価値観に触れる機会を拡充して国際感覚豊かな学生の育成を目指しており、こうした取り組みを共に推進していただける人材を求めています。本学のアクションプランをご覧ください。

https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/ACTION_PLAN_2022-2027.pdf

13. 受動喫煙防止 全キャンパス敷地内は全面禁煙となっております。

14. 関係規程等 (参考：国立大学法人宇都宮大学年俸制給与規程)

https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000036.htm

(参考：国立大学法人宇都宮大学職員就業規則)

https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000026.htm

(参考：宇都宮大学規程集トップページ)

http://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/

15. 問い合わせ先 〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350

宇都宮大学留学生国際交流センター長 横尾昇剛 宛

e-mail : ryuugak1@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

(参考) 公募にあたり明示しなければならない事項
(職業安定法第5条の3関係)
(職業安定法施行規則第4条の2第3項)

- ①労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ②労働契約の期間に関する事項，試みの使用期間に関する事項
- ③就業の場所に関する事項
- ④始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間及び休日に関する事項
(本学教員は，専門業務型裁量労働制を適用しているため，その旨を記載)
- ⑤賃金の額に関する事項
- ⑥健康保険法による健康保険，厚生年金保険法による厚生年金，労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- ⑦労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
- ⑧労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨
- ⑨就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項